

No	ページ	修正前	修正後	修正理由
4	P. 35	<p>取組体系 2 取組項目 3 社会参加・交流の促進</p> <p>1 社会参加の場の運営支援</p> <p>(1) 地域団体等が運営し全ての高齢者が気軽に参加することのできる「通いの場」である、レクリエーション等の介護予防に資する多様な活動を行う_____</p> <p>_____サロンや運動を中心とした地域介護予防拠点について、その設置や運営を支援します。</p>	<p>取組体系 2 取組項目 3 社会参加・交流の促進</p> <p>1 社会参加の場の運営支援</p> <p>(1) 地域団体等が運営し全ての高齢者が気軽に参加することのできる「通いの場」である、レクリエーション等の介護予防に資する多様な活動を行う<u>地域高齢者交流</u>サロンや運動を中心とした地域介護予防拠点について、その設置や運営を支援します。</p>	<p>第9期高齢者施策推進プランとの整合を図るため、記載を修正した。</p>
5	P. 35	<p>取組体系 2 取組項目 3 社会参加・交流の促進</p> <p>1 社会参加の場の運営支援 (新設)</p>	<p>取組体系 2 取組項目 3 社会参加・交流の促進</p> <p>1 社会参加の場の運営支援</p> <p>(7) <u>ひきこもり当事者など社会的な孤立・孤独に陥りやすい人々については、社会参加につながる前段階として、自己肯定感を育み、自信と気力を取り戻す場を確保することが効果的であり、ひきこもりや不登校等の支援に当たっている NPO と連携して、気軽に利用できる居場所づくりの拡充に取り組めます。</u></p>	<p>第4回社会福祉審議会全体会議での御意見を踏まえ、うつ病・自殺（自死）対策推進計画（第3次）に基づき、ひきこもり当事者に関連する取組を追加記載した。</p>

No	ページ	修正前	修正後	修正理由
6	P. 39	<p>取組体系3 取組項目1 地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備</p> <p>3 市・区社会福祉協議会による支え合いの地域づくりの推進</p> <p>地域の資源開発、生活支援・介護予防サービスを担う提供主体のネットワーク化及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを市・区社会福祉協議会に配置し、地域に不足するサービスの創出や担い手の育成を行う_____など、_____多様なサービスが利用できる支え合いの地域づくりを推進するとともに、<u>地域住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備や参加者の世代や属性を問わず必要な支援を行います。</u></p>	<p>取組体系3 取組項目1 地域住民等が地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境等の整備</p> <p>3 市・区社会福祉協議会による支え合いの地域づくりの推進</p> <p>地域の資源開発、生活支援・介護予防サービスを担う提供主体のネットワーク化及び地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等を行う生活支援コーディネーターを市・区社会福祉協議会に配置し、地域に不足するサービスの創出や担い手の育成、<u>地域住民同士が交流できる多様な居場所の整備など、参加者の世代や属性を問わず多様なサービスが利用できる支え合いの地域づくりを推進します。</u></p>	<p>第9期高齢者施策推進プランとの整合を図るため、記載を修正した。</p>
7	P. 44	<p>取組体系4 民間との連携・協働による地域福祉の推進</p> <p><u>地域福祉推進の中間支援組織として公益的活動に取り組んでいる市社会福祉協議会等の</u>_____民間組織との連携・協働により、<u>地域福祉の推進に資する取組の効果的な実施に</u>_____取り組めます。</p> <p>取組項目1 社会福祉法人等による公益的活動の促進</p> <p>2 社会福祉法人_____の地域における公益的な取組の推進</p> <p>社会福祉法人_____が、地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう、必要な支援を行います。</p>	<p>取組体系4 民間との連携・協働による地域福祉の推進</p> <p><u>地域福祉推進のため公益的活動に取り組んでいる市・区社会福祉協議会等の中間支援組織や地域団体、NPO、ボランティア団体等の民間組織との連携・協働により、地域福祉の推進が</u>_____効果的に行えるよう<u>取</u>組みます。</p> <p>取組項目1 社会福祉法人等による公益的活動の促進</p> <p>2 社会福祉法人等の地域における公益的な取組の推進</p> <p>社会福祉法人<u>等の地域福祉の推進主体が</u>、地域における福祉ニーズを反映した公益的な取組を行うことができるよう、必要な支援を行います。</p>	<p>第4回社会福祉審議会全体会議での御意見を踏まえ、基本理念（あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を果たしながら、お互いに支え合い）に基づき、市社会福祉協議会以外の活動団体も地域福祉の推進主体であることが分かるよう、記載を修正した。</p>

No	ページ	修正前	修正後	修正理由																								
8	P. 51	<p>別記 重層的支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業実施計画) 2 実施内容及び実施体制 ① 包括的な相談支援 I 包括的相談支援 ○ 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、<u>以下の実施機関以外</u> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____においても、同事業の円滑な実施に向けて連携して取り組みます。</p> <p>【包括的相談支援の実施体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般</td> <td>区役所厚生部 (地区担当保健師、保健・医療・福祉総合相談窓口、地域包括ケア推進センター、精神保健福祉相談員、こども家庭相談コーナー、生活保護ケースワーカー等)</td> </tr> <tr> <td>高齢</td> <td>地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td>障害</td> <td>障害者基幹相談支援センター 障害者相談支援事業所</td> </tr> <tr> <td>子ども</td> <td>子育て世代包括支援センター</td> </tr> <tr> <td>生活困窮</td> <td>自立相談支援機関(くらしサポートセンター)</td> </tr> </tbody> </table>	分野	実施機関	全般	区役所厚生部 (地区担当保健師、保健・医療・福祉総合相談窓口、地域包括ケア推進センター、精神保健福祉相談員、こども家庭相談コーナー、生活保護ケースワーカー等)	高齢	地域包括支援センター	障害	障害者基幹相談支援センター 障害者相談支援事業所	子ども	子育て世代包括支援センター	生活困窮	自立相談支援機関(くらしサポートセンター)	<p>別記 重層的支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業実施計画) 2 実施内容及び実施体制 ① 包括的な相談支援 I 包括的相談支援 ○ 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、<u>下線で示す社会福祉法に規定する実施機関だけでなく、区役所厚生部を始めとする本市関係課やその他の支援関係機関</u>においても、同事業の円滑な実施に向けて連携して取り組みます。 <p>【包括的相談支援の実施体制】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般</td> <td>区役所厚生部 (地区担当保健師、保健・医療・福祉総合相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>高齢</td> <td><u>地域包括支援センター</u> 区役所厚生部(地域包括ケア推進センター)</td> </tr> <tr> <td>障害</td> <td><u>障害者基幹相談支援センター</u> <u>障害者相談支援事業所</u> 区役所厚生部(精神保健福祉相談員)</td> </tr> <tr> <td>子ども</td> <td><u>区役所厚生部(こども家庭センター)</u></td> </tr> <tr> <td>生活困窮</td> <td><u>自立相談支援機関(くらしサポートセンター)</u> 区役所厚生部(生活保護ケースワーカー)</td> </tr> </tbody> </table>	分野	実施機関	全般	区役所厚生部 (地区担当保健師、保健・医療・福祉総合相談窓口)	高齢	<u>地域包括支援センター</u> 区役所厚生部(地域包括ケア推進センター)	障害	<u>障害者基幹相談支援センター</u> <u>障害者相談支援事業所</u> 区役所厚生部(精神保健福祉相談員)	子ども	<u>区役所厚生部(こども家庭センター)</u>	生活困窮	<u>自立相談支援機関(くらしサポートセンター)</u> 区役所厚生部(生活保護ケースワーカー)	<p>重層的支援体制整備事業における包括的相談支援の実施体制について、社会福祉法に規定のある実施機関だけでなく、その他の機関も連携して取り組むことをより分かりやすく示すため、記載を修正した。</p>
分野	実施機関																											
全般	区役所厚生部 (地区担当保健師、保健・医療・福祉総合相談窓口、地域包括ケア推進センター、精神保健福祉相談員、こども家庭相談コーナー、生活保護ケースワーカー等)																											
高齢	地域包括支援センター																											
障害	障害者基幹相談支援センター 障害者相談支援事業所																											
子ども	子育て世代包括支援センター																											
生活困窮	自立相談支援機関(くらしサポートセンター)																											
分野	実施機関																											
全般	区役所厚生部 (地区担当保健師、保健・医療・福祉総合相談窓口)																											
高齢	<u>地域包括支援センター</u> 区役所厚生部(地域包括ケア推進センター)																											
障害	<u>障害者基幹相談支援センター</u> <u>障害者相談支援事業所</u> 区役所厚生部(精神保健福祉相談員)																											
子ども	<u>区役所厚生部(こども家庭センター)</u>																											
生活困窮	<u>自立相談支援機関(くらしサポートセンター)</u> 区役所厚生部(生活保護ケースワーカー)																											
9	P. 54	<p>別記 重層的支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業実施計画) 2 実施内容及び実施体制 ② 参加支援</p> <p>既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、_____</p> <p>_____</p> <p>_____社会資源との間の調整を行うことで要支援者の社会参加を支援します。</p>	<p>別記 重層的支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業実施計画) 2 実施内容及び実施体制 ② 参加支援</p> <p>既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、<u>地域における多様な参加の場や居場所、地域住民同士による見守り活動など、地域の社会資源との間の調整を行うことで要支援者の社会参加を支援します。</u></p>	<p>第4回社会福祉審議会全体会議での御意見を踏まえ、「社会資源」が指す内容が分かるよう、記載を修正した。</p>																								

No	ページ	修正前	修正後	修正理由
10	P. 56	<p>別記 重層的支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業実施計画) 【重層的支援体制整備事業による 支援イメージ】</p>	<p>別記 重層的支援体制整備事業 (重層的支援体制整備事業実施計画) 【重層的支援体制整備事業による 支援イメージ】</p>	<p>計画内での表現の 整合を図るため、記 載を修正した。</p>
11	P. 91	<p>資料編2 地域共生社会推進のため の「つながり」実態調査 (新設)</p>	<p>資料編2 地域共生社会推進のため の「つながり」実態調査</p> <p>----- 本頁以降、アンケート調査対象者の名称を以下のと おり省略して表記しています。 ・ 障害者基幹相談支援センター : 障害 基幹 ・ 障害者相談支援事業所 (委託) : 障害 委託 ・ 障害者相談支援事業所 (指定) : 障害 指定 ・ 区地域支えあい課 : 子育てセンター ・ 区くらしサポートセンター : くらしサポート -----</p>	<p>調査結果ページで 用いている調査対象 者の略称が指す内容 が分かるよう、説明 を追加記載した。</p>
12	全般 (P. 1, 17, 18, 39)	(新設)	<p>(左記ページ内の以下専門職等の 説明を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区担当保健師 ・ 相談支援包括化推進員 ・ 生活支援コーディネーター ・ 民生委員・児童委員 ・ 地域福祉推進委員 	<p>第4回社会福祉審 議会全体会議での御 意見を踏まえ、専門 職等の名称が記載さ れているページへの 下部へ、その専門職 等がどういった活動 を行っているのか分 かるよう、注釈で説 明を追加記載した。</p>
13	全般 (P. 7, 37, 39, 51, 56)	<p>(左記ページ内の以下機関名称を 修正) 「子育て世代包括支援センタ ー」及び「子ども家庭相談コーナ ー」</p>	<p>(左記ページ内の以下機関名称を 修正) 「子ども家庭センター」</p>	<p>子育て世代包括支 援センター及びこど も家庭相談コーナー について、令和6年 度からは、両機関を 一体化し、子ども家 庭センターという名 称となるため、記載 を修正した。</p>